

1 漏水による使用水量の認定

＜審査・認定までの流れ＞

- ① 使用者や所有者などから静岡市指定工事業者へ修繕依頼
↓
- ② 市指定工事業者による修繕
↓
- ③ お客様サービス課へ「修繕工事報告書」を提出（清水区は水道事務所：清水庁舎6F）
↓
- ④ 審査・認定

＜認定の対象＞

[上水道]

発見が困難な場所（地中・床下・壁中の水道管）における漏水（指定工事店が修理した場合のみ）

※露出している水道管や給湯器、温水器、受水槽、トイレなどの設備の故障による漏水は対象外

[下水道]

上水道の対象

+

①露出管からの漏水（指定工事店が修理した場合のみ）

②温水器、瞬間湯沸器、受水槽、高架水槽クーリングタワー等の給水装置以外の機器の故障

①、②で排水が公共下水道へ流入していないことが確認できる場合

※「修繕工事報告書」に、「公共下水道への排出なし」と記載してください。

[対象とならない例]

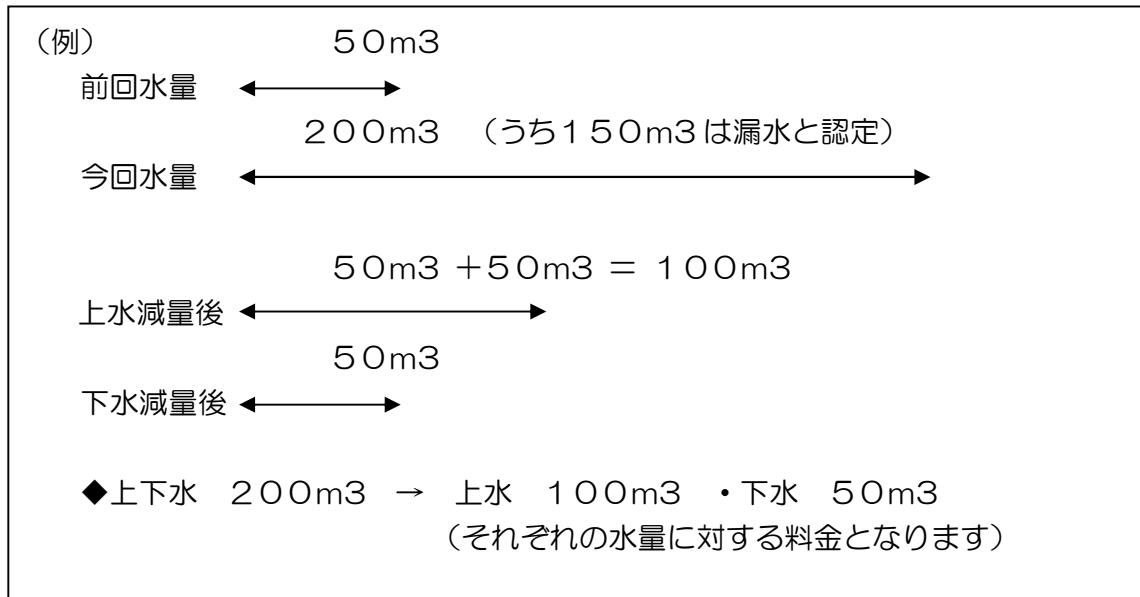
※受水槽のバルブ不良の場合は、オーバーフローした水が公共下水道に流入していれば対象となりません。

※トイレの漏水は上下水とも対象外です。

＜認定内容＞ **※1期分のみ減量**

[上水道] 通常の使用水量 + 漏水した水量の3分の1

[下水道] 通常の使用水量 (漏水分は100%減量)



＜修繕工事報告書＞

○先の説明のとおり、漏水箇所が埋設管か露出管かにより減額の対象の可否が異なるため、「修繕工事報告書」には必ず漏水箇所と埋設管であることがわかる旨の記入をお願いします。なお、埋設部の漏水で漏水箇所が不明で布設替えをした場合には、漏水の原因欄に「埋設部漏水箇所不明」修繕内容欄に「布設替え」等の文言を加えてください。

○写真については、漏水していたことの事実が確認できる修繕箇所の現況写真（修理前後）を添付するようお願いします。埋設管修繕で修理後（埋め戻し後）の写真のみで提出されますが、場合により再度、掘削して写真を撮っていただいたケースもありますので、ご注意ください。

○審査の結果によって減額不可となる場合があるので、減額の可否は伝えないようにしてください。

○減額の処理の遅延になってしまふため、「修繕工事報告書」は工事完了後、速やかに提出をお願いします。

2 使用開始・中止について (既にメーターがあるところ)

- 水道・下水道の使用開始・中止する際には、事前にお客様サービスセンター(054-251-1132)への連絡が必要です。
- すでにメーターがあるところで、工事用などで上水のみを使用したい場合は、下水道使用料の発生を防ぐために下水の登録が外れているかを確認し、下水の登録がある場合には締日までに「下水道廃止届」の提出していただく必要がありますので、電話の際に上水のみ使用である旨を伝えていただくようお願いします。
- 上水に井水を追加したり、逆に井水と上水を使用していて井水をやめた場合、下水の工事をしていないので、連絡の必要は無いと考える事業者様がいらっしゃいますが、下水道使用料の変更が伴う場合がありますので、必ずお客様サービス課(3階)までご連絡をお願いします。
- 家を建て替える場合、工事期間中は下水の登録を外す必要がありますので、工事期間中も施主の登録のまま変更が無い場合でも、お客様サービス課(3階)に連絡をいただき、現在の状況を確認していただくようお願いします。

3 再開栓の条件 (メーターがないところや新規以外)

<お客様サービス課(3階)で電話受付できる場合>

- 二次側配管があるところ(建物あり)
- 一栓立っているところ(分譲地等で給水装置係へ申請が提出されているもの。)
(畠、駐車場等で新たに建物を建築する予定のないもの。)

<受付できない場合> ・・・お客様サービス課(4階)にて申請

- 更地などで二次側配管がないところ
- 井水のみで上水に登録がなかったところ(上水追加はお客様サービス課(4階)に申請)
- 施行閉栓のところ(客番のみがあり、メーターの取付実績がないところ)

修 繕 工 事 報 告 書

令和 年 月 日

(宛先) 静岡市公営企業管理者

住 所

所有者 氏 名

電 話

※必ずメーター番号と修繕完了時の指示数は忘れずに記入して下さい。

修繕工事を次のとおり施工したので報告します。

- ・お客様番号
- ・使用者名
- ・郵便番号
- ・給水栓所在地
- ・工事受付日 令和 年 月 日
(電話受付日)
- ・工事完了日 令和 年 月 日
- ・修繕完了時指示数
- ・メーター番号
- ・漏水の原因
- ・修繕内容
- ・漏水箇所の略図

上記のとおり修繕工事が完了したことを証明いたします。

静岡市指定給水装置工事事業者

上記以外

・「静岡市指定給水装置工事事業者」の場合は、「修繕前後が比較できる写真」が必要となります。

・「上記以外」の場合は、「修繕工事完了を確認できる書類」、「修繕前後が比較できる写真」の両方が必要となります。

局記入欄のため、枠内は記入しないでください。

地区		上下水		口径	mm	受付 番号	
生保	あり	・なし	請求先と水栓所在地の相違	あり	・なし		
受付者		担当者 処理月日		現地確認			